

# 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめについて（平成26年11月19日）

- 平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生。
- 保護者は、日常的な保育所の利用に加えて、休日や夜間などの一時的な預かりを必要としていた。
- インターネット上のマッチングサイトで、子どもの預かりサービスに、従事する者の氏名、預かり場所、資格の状況などの重要な情報を利用者が正確に知り得る形になっていない等の問題点があった。
- このような事件が二度と繰り返されないようにするため、実態を把握するとともに、利用者の視点で対策を検討することとした。

## 実態調査の結果

### ○自治体

- ・ 法令上、届出の対象外となっている1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設や施設形態でないものについて、把握している自治体は少ない。

### ○事業者

- ・ 事業者による採用時の研修は、短時間の研修が多い。等

### ○マッチングサイト

- ・ マッチングサイトへの登録に当たっては、保育者本人に関する情報を自己申告としているサイトが多い。等

### ○情報提供

- ・ 利用できる地域の子育て支援サービスについての情報が保護者へ的確に伝わっていないことが課題。

## 利用者の視点

## 【主な方向性】

### 届出制等の対象範囲の在り方の検討

（対応方針）

親しい知人、隣人などの一部の例外を除き、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の認可外保育施設及び事業を届出義務の対象とする。

### 指導監督指針及び指導監督基準の在り方等の検討

（対応方針）

- ・ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設及び事業の保育者に対して研修の受講を促す
- ・ 個人の認可外の訪問型保育事業に対して、必要がある場合に指導を行う等を新たな基準に追加する。

### マッチングサイトへの対応の在り方の検討

（対応方針）

厚生労働省において、マッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。また、ガイドラインを保育者、利用者へ注意喚起する。

### 情報提供等の在り方の検討

（対応方針）

各市町村の子育て支援サービスのHPについて、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。

社会保障審議会  
児童部会の下に、  
専門委員会を設置し、検討

※平成26年11月19日  
とりまとめ

# 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめの概要（平成26年11月19日）

## （1）届出制等の対象範囲の在り方について

1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設（訪問型の事業を含む。）に対して都道府県知事等への届出義務を課す。

※届出をした施設は、毎年1回、運営状況報告の義務

事業所内保育施設等、従来より届出対象外とされてきているものに加え、届出対象の拡大に伴い、以下を届出対象外として追加。

- ・施設の設置者と利用者との間に保育を利用する以前から長期にわたる安定的な信頼関係が構築されていると客観的に判断される場合

## （2）指導監督指針及び指導監督基準の在り方等について

指導監督指針又は指導監督基準に、以下のア～オについて新たに追加する。

- ア 認可外の訪問型保育事業や、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の保育者に対して、研修の受講を促すこと
- イ 賠償責任保険への加入など、保育中の万が一の事故に備えること
- ウ 保育終了後に保護者に保育中の子どもの様子を報告すること
- エ 事前に保護者が保育者に関する情報を確認できるようにすること
- オ 個人の認可外の訪問型保育事業の保育者に対して、必要がある場合に指導を行うこと

## （3）マッチングサイトへの対応の在り方について

厚生労働省において、以下のア～キについて、マッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。また、厚生労働省が委託する業者がマッチングサイトのガイドライン遵守状況を調査する。

- ア マッチングサイトへの登録は、都道府県知事等に届出を行った者に限ること
- イ 1人が1つのサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること
- ウ 保育者、保護者双方から相談を受ける窓口を設けること
- エ 保育者と利用者との間でトラブルが生じた場合に、解決のための措置を講ずること
- オ 保育者が遵守すべき利用規約（事前面接を行うこと、身分証明書等を利用者に示すこと等）を定めること
- カ マッチングサイトのトップページ等の見やすい場所に、届出制度の周知、利用規約を表示し、ガイドラインの遵守状況を公表すること
- キ 登録された保育者の個人情報を適切に管理すること

## （4）情報提供等の在り方について

- ・各市町村の子育て支援サービスのHPについて、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。
- ・乳児家庭全戸訪問事業などの機会に、子育て支援サービスを簡潔に記載したリーフレットで周知することなども有意義。